

## 令和2年度事業計画（案）

### 1 基本方針

昨年6月6日、国会において、「司法書士及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）」が成立しました（同月12日公布）。この一部改正により、土地家屋調査士法第1条は、「土地家屋調査士の使命」として、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」と、はっきりとした位置づけがなされました。

平成30年7月の西日本豪雨災害に続き、去年9月の千葉県を中心とした台風15号の暴風雨による被害、10月の東日本を襲った台風19号・21号の豪雨による災害と、毎年のように大規模な災害が発生しています。もし、災害が発生し、境界が不明状態になった場合、我々土地家屋調査士が作成した地積測量図等で、現地復元ができないということになれば、多くの国民の納得を得ることは難しくなります。

これからの土地家屋調査士は、境界の専門家として「災害に強い地積測量図の作成」を行うことが使命であり、社会貢献の一つに繋がると思います。

今年1月、法務局のオンラインシステムのバージョンアップが行われております。また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、法務局においても、今後、登記の処理が遅滞する恐れがあります。

さらに、法務局からは、感染拡大防止のため、全ての利用者に対し、直接の来庁を控えること。登記の申請に当たってはオンライン申請又は郵送による申請の利用について、お願いがありました。これからは、オンライン申請をさらに積極的に用いることが、より有効な登記申請手段となり、迅速な事務処理を導くことに繋がります。そこで、当会は、資格者としての責務から、オンライン申請の更なる普及を目指します。

それから、未登記建物の解消については、例年通り地道に努力してまいります。

また、今年土地家屋調査士制度制定70周年を迎えます。それに伴う事業への協力を行いたいと考えています。

本年も、後世につながる土地家屋調査士制度の発展と国民に信頼され、国民に必要とされる土地家屋調査士を目指して、次の事業を行います。

- (1) 災害に強い地積測量図の作成
- (2) オンライン申請の促進
- (3) 未登記建物の解消についての啓発
- (4) 会員の指導及び各種連絡事項の伝達
- (5) 財政の健全化の維持及び予算執行の適正管理
- (6) 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

- (7) 土地家屋調査士制度の広報活動の充実
- (8) 空き家問題及び所有者不明土地問題に関する情報収集
- (9) 研修の企画・運営・管理
- (10) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の執行

## 2 総務部

- (1) 会員の執務の指導
- (2) 連合会及び関係官公署等からの情報等の伝達及び各種協議
- (3) 新入会員に対する入会時研修の実施
- (4) 苦情等に関する対応
- (5) 会則・規則の見直し
- (6) 土地家屋調査士法施行規則第39条の2への対応
- (7) 事務の効率化と事務局体制の充実
- (8) 研修会受講履歴の開示と出席率の向上
- (9) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への協力

## 3 財務部

- (1) 会計規程及び会計処理の効率化の検討
- (2) 会館の大規模修繕等の実施
- (3) 会員に対して書籍等の購入の斡旋
- (4) 国民年金基金及び各種保険についての加入促進
- (5) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への協力

## 4 業務指導部

- (1) 会員の業務の改善進歩に関する指導及び連絡
- (2) 調査・測量作業要領の改訂版の周知
- (3) オンライン申請の促進
- (4) 各種研修会への協力
- (5) 災害に強い地積測量図作成にともなう世界測地系による測量の研究
- (6) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への協力

## 5 広報部

- (1) 会報の編集及び発行  
年2回発行する。
- (2) ホームページの充実  
無料登記相談会等の情報、活動報告を定期的に掲載する。

- (3) 土地家屋調査士とそれを取り巻く諸制度の広報
  - ア マスコミ媒体を利用した広報活動を検討、実施する。
  - イ マスコットキャラクター「しらべ君」を活用した広報を検討する。
  - ウ 「ひろしま“ものづくり”技能検定」への協力。
- (4) 各種相談活動（公益活動）を通じての広報
  - ア 他業種との共催による「よろず相談会」を実施する。
  - イ 地域の特性を考慮した支部単位の広報活動を支援する。
- (5) 未登記建物の解消についての啓発
  - 支部が行う固定資産税通知書封筒等の広告への助成
- (6) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への取り組み
  - ア 70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」を検討、実施する。
  - イ 70周年記念イベントを検討、実施する。
- (7) IT委員会
  - 最新IT技術の研究を行うとともに、会員への情報提供を行う。

## 6 社会事業部

- (1) 筆界特定制度に関する事項
  - ア 筆界特定制度に関する情報収集とその提供
  - イ 関係官庁との連携協議の実施
- (2) 筆界に関する民間紛争解決手続（ADR）に関する事項
  - ア ADRに関する情報提供
  - イ ADR代理認定土地家屋調査士の活用支援
- (3) 公共・公益に係る事業の推進に関する事項
  - ア 専門家としての社会的貢献を図るための対応
  - イ 地図の作成及び整備に関する情報収集
- (4) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への協力

## 7 研修企画部

- (1) 研修の企画・運営・管理
  - ア 全会員を対象とする研修会（一般研修）
  - イ 新入会員を対象とする研修（新人業務研修）
  - ウ 希望会員を対象とする研修（特定研修）
- (2) 研修記録（ビデオ）を利用した研修の実施
- (3) 土地家屋調査士 ADR 特別研修の受講促進
- (4) 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業への協力

## 8 境界問題相談センター

- (1) 当センターの効率的で円滑な運営への取り組み
- (2) 当センターに関する広報への取り組み
- (3) 広島法務局筆界特定室及び広島弁護士会並びに各種関係団体との連携の促進
- (4) 当センターに關与する担当者への研修

## 9 資料センター

- (1) 資料収集  
効率のよい資料の収集を図る。
- (2) 資料整理  
迅速な資料の整理、公開に努める。